（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正）

第七条　独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二十二」を「第七十条の十二」に改める。

第七条の二第六項中「第五十条第六項」を「第六十二条第四項」に、「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改め、同条第七項各号中「さかのぼり」を「遡り」に、「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第二十四項中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改める。

第八条の二第三項中「及び第五十九条第二項」を削る。

第十条第九項中「すべて」を「全て」に、「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改める。

第二十条の二中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十条の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十条の五中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十条の七中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改める。

第二十六条第一項中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に改め、「又は第六十六条第四項の審決及び「これを」を削り、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は審決」を削る。

第三十五条第三項中「（第五十六条第一項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）」を削り、同条第七項から第九項までを削る。

第五十二条から第六十三条までを削る。

第五十一条第一項中「及び第三項」を削り、「審決」を「決定」に改め、同条第二項中「審決」を「決定」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定による決定は、文書によつて行い、決定書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第五十一条第四項中「前三項」を「第一項及び第二項」に、「第七十条の九第三項」を「第六十九条第二項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項及び第二項の規定による決定は、その名宛人に決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第五十一条を第六十三条とする。

第五十条第一項中「これを」を削り、「及びその計算の基礎」を「、課徴金の計算の基礎及び」に、「第六十九条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第三項中「三月」を「七月」に改め、同条第四項を次のように改める。

第四十九条から第六十条までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、第五十条第一項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあり、及び第五十二条第一項中「公正取引委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と、第五十四条第一項中「予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに第六十二条第四項の規定により読み替えて準用する第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替えるものとする。

第五十条第五項及び第六項を削り、同条を第六十二条とする。

第四十九条第一項中「第七条第一項若しくは第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）」を「排除措置命令」に改め、「これを」を削り、「第六十九条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条を第六十一条とする。